

資本金 約五萬圓

事業種類 染色

企業系統 十シ

傭労働者 男三十七名

三労働者側

爭議参加者 男三十七名

加盟労働組合 日本國家社會労働同盟系関東合同労働組合  
爭議参加者中組合加盟者 全員

四爭議發生の時

六月三十日

五爭議發生原因

事業主側ハ経営難ク爲六月二十九日職工監督 長瀬福市ニ  
糾シ最近ノ経営状態ヲ述ベタル後此際小畑直下クノ巨ウナ  
クニ至リタルヲ以テ此ノ旨各職工へ傳言サレタシト發表レ

タルニ因ル

六要求事項

一 賃銀ハ従前通りニセラレタシ

一 臨時ハ撤發ムラレシ

一 業務上ノ事ハ従業員ト協議セラレタシ

一 一ヶ月最低賃銀ヲ保証(三十圓)セラレタシ

六経過及交渉状況

従業員側ハ前記ノ如ク賃銀値下ケ、申渡シラ受クルルハ六月  
三十日一斉ニ出動ロステ、トセズトニ移リ組合ノ指導  
下ニ要求書ヲ提出スルニ決シ同日午前九時組合長自鳥  
屬近池田謹而海老原治三郎外ニ名ハ工場ニ事業主ヲ訪問シ  
タルカ事業主ハ當初賃下ノ具澤案ヲ示サス従業員ノ動靜ヲ  
觀望セントシ、現階ニハリタルハ従業員側ハ突然罷業ヲ決行  
スルニ至リタルヲ以テ之ヲ具体案トシテ